

官報号外 平成九年四月九日

○ 第百四十回 参議院会議録第十七号

平成九年四月九日(水曜日)

午前十時一分開議

○ 議事日程 第十七号

平成九年四月九日

午前十時開議

午前十時開議

第一 アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等

に関する知識の普及及び啓発に関する法律案

(内閣提出)

第二 中小企業退職金共済法の一部を改正する

法律案(内閣提出)

第三 道路交通法の一部を改正する法律案(内

閣提出)

○ 本日の会議に付した案件

一、特別委員会設置の件
二、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部
を改正する法律案(趣旨説明)
以下 議事日程のとおり

○ 議長(斎藤十朗君) これより会議を開きます。
この際、特別委員会の設置についてお諮りいたします。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び
安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに
日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の
実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の
一部を改正する法律案を審査するため、委員三十

角田 義一君

田 英夫君

前川 忠夫君

笠井 亮君

島袋 宗康君

北澤 俊美君

照屋 寛徳君
齊藤 勲君
本岡 昭次君
筆坂 秀世君
末広真樹子君

以下、この法律案の主な内容について御説明申しあげます。

第一に、廃棄物の減量化及び再生利用の推進を図るため、都道府県知事が多量排出事業者に作成を明確化するとともに、廃棄物の再生利用について厚生大臣の認定制度を設けることにより、生活環境の保全に十分留意しつつ必要な規制緩和を図ることとしております。

第二に、廃棄物処理施設の設置について、生活環境影響調査の実施、申請書等の告示・縦覽、関係市町村長の意見の聴取等の許可手続を明確化するとともに、許可要件の見直しを行うことにより、周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされた施設の設置を図ることとしております。

○ 議長(斎藤十朗君) この際、日程に追加して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。小泉厚生大臣。

〔國務大臣小泉純一郎君登壇、拍手〕

○ 國務大臣(小泉純一郎君) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

我が国においては、経済成長や国民生活の向上等に伴い、廃棄物が大量に排出される一方で、廃棄物の減量や再生利用は必ずしも十分に進んでいない状況にあります。

他方、廃棄物を適正に処理するために必要な最終処分場等の廃棄物処理施設については、近年の廃棄物処理に対する住民の不安や不信感の高まりを背景として、その設置や運営をめぐり地域紛争が多発し、その確保がますます困難となつており、このような傾向が続けば、将来、廃棄物の適正な処理に支障を来しかねない深刻な状況にあります。また、産業廃棄物の不法投棄が後を絶たず、その解決が強く求められております。

こうした状況を踏まえ、廃棄物の減量化、再生利用率の推進、廃棄物処理施設に係る規制の見直し、不法投棄対策等の総合的な対策を講じ、廃棄物の適正処理を推進するため、この法律案を提出した次第であります。

○ 議長(斎藤十朗君) これより会議を開きます。

議長の指名した委員は左のとおり

○ 日米安全保障条約の実施に伴う土地使用等に関する特別委員会

石川 弘君

加藤 板垣 正君

倉田 寛之君

紀文君

関根 則之君

成瀬 守重君

保坂 三藏君

山本 一太君

野間 起君

吉村剛太郎君

吉村 哲治君

泉 信也君

風間 昭君

田村 秀昭君

益田 洋介君

山崎 博師君

力君

○ 議長(斎藤十朗君) これより会議を開きます。

この際、特別委員会の設置についてお諮りいたします。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案を審査するため、委員三十

角田 義一君

田 英夫君

前川 忠夫君

笠井 亮君

島袋 宗康君

北澤 俊美君

角田 義一君

田 英夫君

前川 忠夫君

笠井 亮君

島袋 宗康君

北澤 俊美君

角田 義一君

田 英夫君

前川 忠夫君

笠井 亮君

島袋 宗康君

北澤 俊美君

角田 義一君

田 英夫君

前川 忠夫君

笠井 亮君

島袋 宗康君

北澤 俊美君

角田 義一君

田 英夫君

前川 忠夫君

笠井 亮君

島袋 宗康君

北澤 俊美君

角田 義一君

田 英夫君

前川 忠夫君

笠井 亮君

島袋 宗康君

北澤 俊美君

角田 義一君

田 英夫君

前川 忠夫君

笠井 亮君

島袋 宗康君

北澤 俊美君

角田 義一君

田 英夫君

前川 忠夫君

笠井 亮君

島袋 宗康君

北澤 俊美君

角田 義一君

田 英夫君

前川 忠夫君

笠井 亮君

島袋 宗康君

北澤 俊美君

角田 義一君

田 英夫君

前川 忠夫君

笠井 亮君

島袋 宗康君

北澤 俊美君

角田 義一君

田 英夫君

前川 忠夫君

笠井 亮君

島袋 宗康君

北澤 俊美君

角田 義一君

田 英夫君

前川 忠夫君

笠井 亮君

島袋 宗康君

北澤 俊美君

角田 義一君

田 英夫君

前川 忠夫君

笠井 亮君

島袋 宗康君

北澤 俊美君

角田 義一君

田 英夫君

前川 忠夫君

笠井 亮君

島袋 宗康君

北澤 俊美君

角田 義一君

田 英夫君

前川 忠夫君

笠井 亮君

島袋 宗康君

北澤 俊美君

角田 義一君

田 英夫君

前川 忠夫君

笠井 亮君

島袋 宗康君

北澤 俊美君

角田 義一君

田 英夫君

前川 忠夫君

笠井 亮君

島袋 宗康君

北澤 俊美君

角田 義一君

田 英夫君

前川 忠夫君

笠井 亮君

島袋 宗康君

北澤 俊美君

角田 義一君

田 英夫君

前川 忠夫君

笠井 亮君

島袋 宗康君

北澤 俊美君

角田 義一君

田 英夫君

前川 忠夫君

笠井 亮君

島袋 宗康君

北澤 俊美君

角田 義一君

田 英夫君

前川 忠夫君

笠井 亮君

島袋 宗康君

北澤 俊美君

角田 義一君

田 英夫君

前川 忠夫君

笠井 亮君

島袋 宗康君

北澤 俊美君

角田 義一君

田 英夫君

前川 忠夫君

笠井 亮君

島袋 宗康君

北澤 俊美君

角田 義一君

田 英夫君

前川 忠夫君

笠井 亮君

島袋 宗康君

北澤 俊美君

角田 義一君

田 英夫君

前川 忠夫君

笠井 亮君

島袋 宗康君

北澤 俊美君

角田 義一君

田 英夫君

前川 忠夫君

笠井 亮君

島袋 宗康君

北澤 俊美君

角田 義一君

田 英夫君

前川 忠夫君

笠井 亮君

島袋 宗康君

北澤 俊美君

角田 義一君

田 英夫君

前川 忠夫君

笠井 亮君

島袋 宗康君

北澤 俊美君

角田 義一君

田 英夫君

前川 忠夫君

笠井 亮君

島袋 宗康君

北澤 俊美君

角田 義一君

田 英夫君

前川 忠夫君

笠井 亮君

島袋 宗康君

北澤 俊美君

角田 義一君

田 英夫君

前川 忠夫君

笠井 亮君

島袋 宗康君

北澤 俊美君

角田 義一君

田 英夫君

前川 忠夫君

笠井 亮君

島袋 宗康君

北澤 俊美君

角田 義一君

田 英夫君

前川 忠夫君

笠井 亮君

島袋 宗康君

北澤 俊美君

角田 義一君</

法律上明記はいたしておりませんが、国としても基金に対しては必要な支援を行ってまいります。

次に、不法投棄の原状回復に関する措置命令についてのお尋ねがありました。不法投棄は、それを行った処分者等が原状回復をすることが基本でありますので、できるだけ積極的に措置命令を発動するよう都道府県を指導してまいります。

また、具体的なケースとして、香川県の豊島のケースをお取り上げになり、この対応についてのお尋ねがございました。

まさに早期解決が必要なモデルケース——モデルケースという言い方は大変申しわけない言い方でありますけれども、モデルであります。

現在、公害等調整委員会のもとで調停が進められておりますが、関係者間で合意がなされました場合、廃棄物の溶融処理等を行う施設の整備につき、国としても適切に対処してまいりたいと考えております。

次に、特別管理廃棄物の範囲の見直しについて御意見をいただきました。

対象となります廃棄物につきましては、今後とも、国際的な動向なども勘案しながら、科学的知見、排出実態等を把握して指定の追加を検討しております。

次に、ダイオキシン調査の回収率についてお尋ねがございました。

ダイオキシンの測定には高度な技術を要しますことから、現在、回収が少しあくれておりますけれども、三月末現在では回収率が約六割に増加しております。今後とも、市町村に対し測定の実施を指導してまいります。

また、御指摘のように、調査の未対象施設がござります。必要に応じその実態の把握に努めるとともに、小規模な焼却施設に関する規制のあり方について検討してまいりたいと考えております。廃棄物焼却施設から排出されるダイオキシンについてお尋ねをいたしました。

だきましたが、現在、専門的な検討の場におきましてその規制のあり方にについて検討をしていただいている。今後、これを踏まえて、ダイオキシンに関する具体的な法的措置について検討を進めてまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

(国務大臣小泉純一郎君登壇、拍手) 木暮議員にお答えいたします。

○國務大臣(小泉純一郎君) 木暮議員にお答えいたしました。

原状回復制度についてのお尋ねですが、法案においては、産業界からの拠出を受ける基金や、原状回復資金の出捐等を行う指定法人など、基本的な仕組みを定めております。

また、基金への拠出につきましては、適正に処理している事業者に対する第三者の不法行為について費用負担を求めるものであるため、産業界の厚生大臣から拠出を要請する規定も設けているところであり、産業界に対しては必要な事業費が確保されるよう積極的な拠出を要請していくといふことがあります。

なお、基金に対する国の負担につきましては、法律上明記されてはいませんが、厚生省としては基金に対し必要な支援を行っていく考えであります。

建設省いたしましては、強力な行政指導を今後ともやつてまいります。議員が一向に効果が上がっていないとおっしゃいました。これはちょっとと言われ過ぎじゃないかなと思つわけありますが、しかし、依然として建設関係の廃棄物の不法投棄が広範に行われているのは事実でございまして、私どもいたしましても事態を重く受けとめております。

今後、再利用の推進、また産業者に委託をした後のフォローアップをきっちりとやっていくよう強く指導を今後ともしてまいる所存でございます。(拍手)

(国務大臣三塚博君登壇、拍手)

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○國務大臣(三塚博君) 基金についてのお尋ねであります。原状回復措置の費用につきましては、産業界に対し自主的な拠出を求めることがこのため、排出濃度が高い施設については、施設の改造、休廃止等の対策を緊急に講ずるよう市町村を指導するとともに、廃棄物処理施設の整備に関する補助制度を活用し、削減対策を積極的に支援していく思います。(拍手)

焼却施設からのダイオキシンの排出削減を図る必要がありますが、基金に対しては必要に応じ支援を行う考えであります。

次に、ダイオキシン対策についてのお尋ねであります。

ダイオキシンについてのお尋ねですが、ごみ焼却施設からのダイオキシンの排出削減は重要な課題と認識しております。

このため、排出濃度が高い施設については、施設の改造、休廃止等の対策を緊急に講ずるよう市町村を指導するとともに、廃棄物処理施設の整備に関する補助制度を活用し、削減対策を積極的に支援していくと思います。

焼却施設からのダイオキシンの排出削減を図る必要がありますが、基金に対しては必要に応じ支援を行います。

〔国務大臣佐藤信二君登壇、拍手〕

○國務大臣(佐藤信二君) 木暮議員にお答えいたしました。

私はに対する質問は、製品アセスメントについて

市町村に対し重点的に財政支援を行っておるところであります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これにて質疑は終了いたしました。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長鎌田要人君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 日程第一 アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長鎌田要人君。

○議長(斎藤十朗君) ただいま議題となりました法律案につきまして御報告を申し上げます。

○鎌田要人君(鎌田要人君登壇、拍手)

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) ただいま議題となりました法律案につきまして御報告を申し上げます。

アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律案は、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るために施設を推進しようとするものでござります。

その主な内容は、国及び地方公共団体はアイヌ文化の振興等を図るために施設の推進等に努めなければならないこと、内閣総理大臣は、アイヌ文化の振興等を図るために施設の推進等に努めることと定めること、北海道開発庁長官及び文部大臣は、アイヌ文化の振興等に関する業務を行う民法法人を全国を通じて一つに限り指定すること等でござります。

委員会におきましては、アイヌの人々の民族性及び先住性の問題、アイヌ文化の振興等に関する具体的方策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

宮澤	守住	浦田	梶原	成瀬	鈴木	河本	真島	大渕	長峯	中島	烟	笠原	井上	村上	久世	高木	青木	上杉	吉川	片山虎之助君	吉川	秀善君	矢野	関根	佐藤	鹿熊	安正君	文夫君	林	保坂
弘君	有信君	勝君	敬義君	英典君	一男君	宗治君	阿部	正俊君	景山俊太郎君	日下部禧代子君	真人君	基君	惠君	吉夫君	光弘君	斡雄君	公義君	正邦君	潤一君	吉夫君	芳男君	哲朗君	則之君	佐藤	静雄君	矢野	関根	吉村剛太郎君	吉村剛太郎君	芳正君

平田	耕一君	塙崎	恭久君
加藤	紀文君	溝手	顯正君
狩野	安君	松谷薰	一郎君
野間	赳君	尾辻	秀久君
陣内	孝雄君	中曾根弘文君	須藤良太郎君
竹山	裕君	清水嘉与子君	下稻葉耕吉君
宮崎	秀樹君	坂野	重信君
上山	太田	岩崎	純三君
照屋	豊秋君	太田	寛徳君
倉田	和人君	中原	聖子君
遠藤	浩君	橋本	貞雄君
坂野	重信君	渕上	義彦君
宮崎	秀樹君	海老原義彦君	泰昌君
上山	太田	石井	一宇君
照屋	豊秋君	佐藤	澄子君
倉田	和人君	志村	哲良君
遠藤	浩君	坪井	達雄君
坂野	重信君	佐藤	泰三君
宮崎	秀樹君	石井	道子君
上山	太田	志村	均君
照屋	豊秋君	坪井	賢二君
倉田	和人君	佐藤	真鍋
遠藤	浩君	志村	鳴崎

議員派遣中の議員		厚生省生活衛生		小野 昭雄君	
内閣委員	内閣委員	小野 清子君	菅川 健二君	杏井 哲男君	局長
辞任	橋本 聖子君	岡野 裕君	去る四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		
	風間 祐君	大久保直彦君			
地方行政委員	瀬谷 英行君	萱野 嘉君			
外務委員	齋藤 勲君	萱野 嘉君			
運輸委員	大久保直彦君	風間 祐君			
辞任	萱野 茂君	齋藤 勲君			
	補欠	補欠			
内閣委員会	萱野 嘉君	瀬谷 英行君			
理事	瀬谷 英行君	（萱野嘉君の補欠）			
理事	井上 吉夫君	（井上吉夫君の補欠）			
理事	永野 茂門君	（永野茂門君の補欠）			
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。					
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（閣法第八一号）					

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を通信委員会に付託した。

特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

南極地域の環境の保護に関する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

中東・北アフリカ経済協力開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認した旨衆議院に通知した。

中東・北アフリカ経済協力開発銀行への加盟に伴つ措置に関する法律案

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律案(閣法第七七号)審査報告書

同日本院は、宇宙開発委員会委員に秋葉鏡二郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、商品取引所審議会会长長に神崎克郎君を、同委員上村達男君、北岡隆君、佐々木栄子君及び竹居照芳君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

中東・北アフリカ経済協力開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

中東・北アフリカ経済協力開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

官 報 (号 外)

び啓発を図るための施策を推進しようとするのであって、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

費用
本法律施行のため、別に費用を要しない。

付等決議

政府は、アイヌの人々が置かれてきた歴史的、
政治的、社会的問題を解決するための政策を実行する。

社会的事情にかんがみ、アイヌ文化の振興等に関する一議題を擧げて、その問題を論じた。

ついて適切な措置を講すべきである。

一、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現に資するため、アイヌ文化の振興

社会の実現に資するため、アイヌ文化の振興等の施策の推進に当たっては、アイヌの人々の

自主性を尊重し、その意向が十分反映されるよう努めるべし。

一、アイヌの人々の民族としての誇りの尊重と我

が国の多様な生活文化の発展を図るため、アイヌ文化の振興に対しては、今後とも一層の支援

措置を講ずること。

一、アイヌの人々の人权の擁護と啓発に関する
は、「人種差別撤廃条約」の批准、「人权教育の

「一、各種差別指廻糸糸」の指^ス、
ための国連一〇年」等の趣旨を尊重し、所要の

一、アイヌの人々の「先住性」は、歴史的事実である施策を講ずるよう努めること。

り、この事実も含め、アイヌの伝統等に関する

知識の普及及び啓発の推進に努めること。
一、現在、子やれている北海道ウタリ福祉対策に

対する支援の充実に、今後とも一層努めるこ

と。右決議する。

不滿語

アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律案

右

国会に提出する。

立憲政黨三月
内閣總理大臣 橋本龍太郎

卷之三

アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律案
アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化(以下「アイヌの伝統等」という。)が置かれている状況にかんがみ、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発(以下「アイヌ文化の振興等」という。)を図るために、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「アイヌ文化」とは、アイヌ語並びにアイヌにおいて継承されてきた音楽、舞踊、工芸その他の文化的所産及びこれらから発展した文化的所産をいう。
(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、アイヌ文化を継承する者の育成、アイヌの伝統等に関する広報活動の充実、アイヌ文化の振興等に資する調査研究の推進その他アイヌ文化の振興等を図るために必要な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。
2 地方公共団体は、当該区域の社会的条件に応じ、アイヌ文化の振興等を図るために施設の実施に努めなければならない。

(施策における配慮)
第四条 国及び地方公共団体は、アイヌ文化の振興等を図るために施設を実施するに当たっては、アイヌの人々の自発的意思及び民族としての誇りを尊重するよう配慮するものとする。

(基本方針)
第五条 内閣総理大臣は、アイヌ文化の振興等を図るために施設に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならぬ。

2 基本方針においては、次の事項について定めるものとする。

三 アイヌ文化の振興等に関する基本的な事項
二 アイヌ文化の振興を図るために施設に関する事項

一 アイヌ文化の振興等を図るために施設に関する事項

四 その他アイヌ文化の振興等を図るために施設の実施に際し配慮すべき重要な事項
関係都道府県は、基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを北海道開発庁長官及び文部大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

五 前各号に掲げるもののほか、アイヌ文化の振興等を図るために必要な業務を行うこと。

四 アイヌ文化の振興、アイヌの伝統等に関する普及啓発又はアイヌ文化の振興等に資する調査研究を行う者に対して、助言、助成その他援助を行うこと。

三 関係都道府県は、基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを北海道開発庁長官及び文部大臣に提出しなければならない。

四 アイヌ文化の振興、アイヌの伝統等に関する普及啓発又はアイヌ文化の振興等に資する調査研究を行う者に対して、助言、助成その他援助を行うこと。

4 北海道開発庁長官及び文部大臣は、基本計画の作成及び円滑な実施の促進のため、関係都道府県に対し必要な助言、勧告及び情報の提供を行いうよう努めなければならない。

五 前各号に掲げるもののほか、アイヌ文化の振興等を図るために必要な業務を行うこと。

三 内閣総理大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、北海道開発庁長官及び文部大臣その他関係行政機関

四 前項の事業計画書は、基本方針の内容に即して定めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表する関係都道府県の意見を聽かなければならぬ。

五 前項の事業計画書は、基本方針の内容に即して定めなければならない。

3 内閣総理大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、北海道開発庁長官及び文部大臣その他関係行政機関

六 前項の事業計画書は、基本方針の内容に即して定めなければならない。

3 内閣総理大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、北海道開発庁長官及び文部大臣その他関係行政機関

七 前項の事業計画書は、基本方針の内容に即して定めなければならない。

3 内閣総理大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、北海道開発庁長官及び文部大臣その他関係行政機関

八 前項の事業計画書は、基本方針の内容に即して定めなければならない。

3 内閣総理大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、北海道開発庁長官及び文部大臣その他関係行政機関

九 指定法人は、毎事業年度、総理府令・文部省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、北海道開発庁長官及び文部大臣に提出しなければならない。これを変更行うよう努めなければならない。

十 指定法人は、総理府令・文部省令で定めると適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

十一 指定法人は、前項の規定による指定期を受けた者は、「指定法人」という。の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

十二 指定法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を北海道開発庁長官及び文部大臣に届け出なければならない。

十三 指定法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を北海道開発庁長官及び文部大臣に届け出なければならない。

十四 指定法人は、次に掲げる業務を行つるものとする。

十五 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

十六 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

十七 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

十八 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

十九 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

二十 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

二十一 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

二十二 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

二十三 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

二十四 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

二十五 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

二十六 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

二十七 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

二十八 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

二十九 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

三十 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

三十一 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

三十二 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

三十三 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

三十四 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

三十五 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

三十六 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

三十七 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

三十八 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

三十九 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

四十 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

四十一 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

四十二 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

四十三 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

四十四 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

四十五 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

四十六 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

四十七 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

四十八 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

四十九 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

五十 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

五十一 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

五十二 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

五十三 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

五十四 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

五十五 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

五十六 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

五十七 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

五十八 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

五十九 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

六十 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

六十一 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

六十二 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

六十三 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

六十四 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

六十五 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

六十六 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

六十七 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

六十八 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

六十九 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

七十 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

七十一 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

七十二 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

七十三 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

七十四 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

七十五 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

七十六 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

七十七 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

七十八 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

七十九 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

八十 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

八十一 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

八十二 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

八十三 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

八十四 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

八十五 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

八十六 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

八十七 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

八十八 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

八十九 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

九十 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

九十一 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

九十二 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

九十三 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

九十四 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

九十五 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

九十六 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

九十七 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

九十八 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

九十九 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百一 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百二 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百三 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百四 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百五 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百六 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百七 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百八 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百九 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百二十 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百二十一 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百二十二 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百二十三 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百二十四 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百二十五 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百二十六 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百二十七 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百二十八 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百二十九 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百三十 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百三十一 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百三十二 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百三十三 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百三十四 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百三十五 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百三十六 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百三十七 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百三十八 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百三十九 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百四十 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百四十一 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百四十二 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百四十三 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百四十四 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百四十五 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百四十六 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百四十七 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百四十八 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百四十九 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百五十 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百五十一 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百五十二 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百五十三 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百五十四 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百五十五 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百五十六 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百五十七 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百五十八 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百五十九 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百六十 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百六十一 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百六十二 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百六十三 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百六十四 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百六十五 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百六十六 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百六十七 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百六十八 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百六十九 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百七十 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百七十一 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百七十二 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百七十三 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百七十四 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百七十五 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百七十六 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百七十七 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百七十八 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百七十九 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百八十 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百八十一 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百八十二 指定法人は、次に掲げる業務を行つものとする。

一百八十三 指定法人は、次に掲

(指定の取消し等)

第二十一条 北海道開発庁長官及び文部大臣は、指定法人が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

第二十二条 北海道開発庁長官及び文部大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(罰則)

第二十三条 第十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対しても陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十四条 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して同項の刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(北海道旧土人保護法等の廃止)

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 北海道旧土人保護法(明治三十一年法律第(二十七号))

(北海道旧土人保護地処分法(昭和九年法律第九号))

第三条 北海道旧土人保護法の廃止に伴う経過措置)前条の規定による廃止前の北海道旧土人保護法(次項において「旧保護法」という)第十条第一項の規定により管理する北海道旧土人共有財産(以下「共有財産」という)が次項から第四項までの規定の定めるところにより共有者に返還され、又は第五項の規定により指定法人若しくは北海道に帰属するまでの間、これを管理するものとする。

2 北海道知事は、共有財産を共有者に返還する

ため、旧保護法第十条第三項の規定により指定された共有財産ことに、厚生省令で定める事項

を宣報で公告しなければならない。

3 共有財産の共有者は、前項の規定による公告の日から起算して一年以内に、北海道知事に対し、厚生省令で定めるところにより、当該共有財産の返還を請求することができる。

4 北海道知事は、前項に規定する期間の満了後でなければ、共有財産をその共有者に対し、返還してはならない。ただし、当該期間の満了前であっても、当該共有財産の共有者のすべてが同項の規定による請求をした場合には、この限りでない。

5 第三项に規定する期間内に共有財産の共有者が同項の規定による請求をしなかつたときは、当該共有財産は、指定法人(同項に規定する期間が満了した時に、第七条第一項の規定による指定がされていない場合にあっては、北海道)に帰属する。

6 前項の規定により共有財産が指定法人に帰属したときは、その法人は、当該帰属した財産をアイヌ文化の振興等のための業務に要する費用に充てるものとする。

(地方自治法の一部改正)
第四条 地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
別表第三第一号(四十九)を次のように改める。

(北海道開発法の一部改正)
第十五条 地方自治法(昭和二十五年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第五条 北海道開発法(昭和二十五年法律第百二十六号)の一部を次のように改める。

(北海道開発法の一部改正)
第十六条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号(四十九)を次のように改める。

(北海道開発法の一部改正)
第十七条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号を次のように改める。

(北海道開発法の一部改正)
第十八条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号を次のように改める。

(北海道開発法の一部改正)
第十九条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

(北海道開発法の一部改正)
第二十条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

九十四条

」

十六号)の一部を次のように改正する。

第五条中第百三号を第百四号とし、第百号から第百二号までを一号ずつ繰り下げ、第九十九号の次に次の一号を加える。

百 アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律

(平成九年法律第(百四号)の施行に関する法律)事務で所掌に属するものを処理すること。

第十三条中「第百三号まで」を「第百四号まで」に改める。

要領書
一、委員会の決定の理由

本法律案は、特殊法人の整理合理化を推進するとともに、中小企業労働者の労働者福祉対策を進めるため、中小企業退職金共済事業団及び特定業種退職金共済組合を統合し、新たに労働者退職金共済機構を設立するものであり、妥当な措置と認める。

十六号)の一部を次のように改正する。

第五条中第百三号を第百四号とし、第百号から第百二号までを一号ずつ繰り下げ、第九十九号の次に次の一号を加える。

百 アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律

(平成九年法律第(百四号)の施行に関する法律)事務で所掌に属するものを処理すること。

第十三条中「第百三号まで」を「第百四号まで」に改める。

本法律施行のため、特に費用を要しない。

業員の福祉を増進するためるために必要な労働者住宅その他の施設で政令で定めるものの設置又は整備に要する資金の貸付けを行うこと。

四 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二 前項第二号及び第三号に掲げる業務は、同項第一号に掲げる業務の円滑な運営を妨げず、かつ、第七十五条第一項の規定により設けられているそれぞれの勘定に属する資産の安全で効率的な運用を害しない範囲内で行われなければならない。

(特定業種退職金共済規程)

第六十七条 機構は、特定業種退職金共済規程をもつて次に掲げる事項を規定しなければならない。

一 運営委員会に関する事項
二 特定業種退職金共済業務及びその執行に関する重要な事項
三 特定業種退職金共済契約に係る共済契約者及び被共済者に関する事項
四 特定業種退職金共済契約に係る退職金に関する事項
五 特定業種退職金共済契約に係る掛金に関する事項

(業務方針書)

二 特定業種退職金共済規程の変更は、労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
二 特定業種退職金共済規程の変更は、労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(業務方針書)

第六十八条 機構は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、労働大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方針書に記載すべき事項は、労働省令で定める。

(業務の委託)

第六十九条 機構は、労働大臣の認可を受けて、金融機関に対し、次に掲げる業務の一部を委託することことができる。

一 退職金共済契約に係る退職金等の支給に関する業務

二 退職金共済契約に係る掛金及び申込金並びに過去勤務掛金の収納及び返還に関する業務

三 特定業種退職金共済契約に係る退職金の支給に関する業務

四 特定業種退職金共済契約に係る掛金の収納及び返還並びに退職金共済証紙の受払いに関する業務

五 第六十六条第一項第三号に掲げる業務

2 機構は、労働大臣の認可を受けて、事業協同組合、中小企業団体中央会、商工会議所その他

の事業主の団体に対し、調査、広報その他その業務(前項第一号、第二号及び第五号に掲げるものを除く)の一部を委託することができる。

3 前一項に規定する者は、他の法律の規定にかかわらず、前一項の規定による委託を受けて、当該業務を行なうことができる。

4 第一項の規定により同項第五号の業務の委託を受けた金融機関の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(特定業種の指定に伴う措置)

第五十条 労働大臣が特定業種の指定をしたときは、当該特定業種に係る第六十六条第一項第一号の業務の開始に必要な準備を行うため、機構

に、準備委員会を置く。

2 準備委員会は、当該特定業種に属する事業を営む中小企業者(当該中小企業者が法人であるときは、その代表者)及び当該特定業種に係る

機構の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから労働大臣が任命した委員(次

項において「準備委員」という)並びに理事長をもつて組織する。

(事業年度)

3 第六十三条第二項から第四項まで及び第六十五

条の規定は、準備委員会について準用する。

この場合において、第六十三条第一項及び第

四項中「運営委員」とあるのは「準備委員」と、第六十五条第一項中「運営委員及び同条第一項の規定により理事長が指名した理事」とあるのは「準備委員及び理事長」と読み替えるものとする。

四 機構は、準備委員会及び運営委員会の議を経て、当該特定業種に係る第六十六条第一項第一号の業務を開始するため、特定業種退職金共済規程の変更を行い、第六十七条第一項の認可を受けなければならない。

五 機構は、準備委員会及び運営委員会の議を経て、当該特定業種に係る第六十六条第一項第一号の業務を開始するため、当該業務を開始するもの(前除く)の一部を除く)の一部を委託することができる。

6 機構は、前二項の認可を受けたときは、当該特定業種に属する事業を営む中小企業者のうちから、共済契約者となるとする者を募集しなければならない。

7 機構は、前項の規定による募集に応じた者の数が当該特定業種に属する事業を営む中小企業者の数に労働省令で定める率を乗じて得た数に達したときは、労働大臣に対し、当該特定業種に係る第六十六条第一項第一号の業務の開始の認可を申請しなければならない。

8 第六項の規定による募集に応じた者と機構との間には、前項の認可があつた時において、当該特定業種に係る特定業種退職金共済契約が締結されたものとみなす。

9 前項の特定業種退職金共済契約は、機構が当該特定業種に係る第六十六条第一項第一号の業務を開始する日にその効力を生ずるものとす

(事業計画等の認可)

第七十二条 機構は、毎事業年度、事業計画及び予算を作成し、当該事業年度の開始前に、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

(決算)

第七十三条 機構は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

2 機構は、前項の規定により財務諸表を労働大臣に提出するときは、これに当該事業年度の業務報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 機構は、第一項の規定による労働大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書又はこれらの要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の業務報告書及び決算報告書を各事務所に備えて置かなければならぬ。

4 第七十四条 機構は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、決算完結後一月以内に労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

5 機構は、前項の規定により財務諸表を労働大臣に提出するときは、これに当該事業年度の業務報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

6 機構は、第一項の規定による労働大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書又はこれらの要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の業務報告書及び決算報告書を各事務所に備えて置かなければならぬ。

7 機構は、第一項の規定による労働大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書又はこれらの要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の業務報告書及び決算報告書を各事務所に備えて置かなければならぬ。

8 第七十五条 機構は、次に掲げる業務とに(第一号に掲げる業務にあつては、それぞれの特定業種に係る業務ごとに)経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

9 一般の中企業退職金共済業務(機構の業務のうち次号に掲げるもの以外のものをい

う。以下同じ)

2 機構は、第三十五条第一項又は第四十四条第一項若しくは第四項の規定により繰入れをする場合を除き、前項の規定により設けられている

<p>三の二 共済機構 勤労者退職金</p> <p>中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)</p> <p>別表第三中二十一の項を削り、二十一の項を二十の項とし、二十一の項を二十一の項とし、二十一の二の項を二十一の項とし、二十一の三の項を二十一の二の項とする。</p> <p>(消費税法の一部改正)</p> <p>第二十条 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第三第一号の表中勤労者財産形成基金の項の後に次のように加え、中小企業退職金共済事業団の項及び特定業種退職金共済組合の項を削る。</p> <p>第十一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第七十二条の五 第一項第四号中「中小企業退職金共済事業団及び特定業種退職金共済組合」を「勤労者退職金共済機構」に改める。</p> <p>(労働省設置法の一部改正)</p> <p>第二十二条 劳働省設置法(昭和二十四年法律第二百六十二号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第二十四条中「中小企業退職金共済事業団及び特定業種退職金共済組合」を「及び勤労者退職金共済機構」に改める。</p> <p>（審査報告書）</p> <p>道路交通法の一部を改正する法律案右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。</p> <p>平成九年四月八日</p> <p>参議院議長 斎藤 十朗殿</p> <p>地方行政委員長 峰崎 直樹</p> <p>（要領書）</p> <p>一、委員会の決定の理由</p> <p>本法律案は、最近における道路交通をめぐる情勢に対応して、交通事故の防止その他交通の安全と円滑を図るために、軽微違反行為をした者に対する講習の受講の義務付け、運転者を唆して重大違反行為をさせた者等に対する免許の取消し等の制度の新設、七十五歳以上の者の免許証の更新に関する特例その他の運転免許に関する規定の整備を行い、交通安全教育指針の作成及び公表、都道府県交通安全活動推進センターの指定その他交通安全の安全と円滑に資するための民間の組織活動等の促進に関する規定の整備を行ない、並びに高齢の歩行者等の保護に関する規定の整備を行うほか、所要の規定の整備を行なうとするものであつて、妥当な措置と認める。</p> <p>なお、別紙の附帯決議を行つた。</p> <p>一、費用</p> <p>別に費用を要しない。</p>	<table border="1"> <tr> <td>第一項第二号(業務の範囲)の業務用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の用に供する土地の権利の登記</td> <td>第三項の用に供する建物をいう。以下同様の登記に該当する大蔵省令です。</td> </tr> <tr> <td>又は当該業務の用に供する土地の権利の取得登記</td> <td>第一項第二号(業務の範囲)の業務用に供する建物の所有権の取得登記の登記に該当する大蔵省令です。</td> </tr> <tr> <td>利得登記</td> <td>第一項第二号(業務の範囲)の業務用に供する建物の所有権の取得登記の登記に該当する大蔵省令です。</td> </tr> </table>	第一項第二号(業務の範囲)の業務用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の用に供する土地の権利の登記	第三項の用に供する建物をいう。以下同様の登記に該当する大蔵省令です。	又は当該業務の用に供する土地の権利の取得登記	第一項第二号(業務の範囲)の業務用に供する建物の所有権の取得登記の登記に該当する大蔵省令です。	利得登記	第一項第二号(業務の範囲)の業務用に供する建物の所有権の取得登記の登記に該当する大蔵省令です。
第一項第二号(業務の範囲)の業務用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の用に供する土地の権利の登記	第三項の用に供する建物をいう。以下同様の登記に該当する大蔵省令です。						
又は当該業務の用に供する土地の権利の取得登記	第一項第二号(業務の範囲)の業務用に供する建物の所有権の取得登記の登記に該当する大蔵省令です。						
利得登記	第一項第二号(業務の範囲)の業務用に供する建物の所有権の取得登記の登記に該当する大蔵省令です。						

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点に留意し、その実効に遺憾なきを期すべきである。

- 一、最近の交通事故増加の現状にかんがみ、交通安全施設の一層の整備、道路交通環境の改善等を図るとともに、交通安全教育の充実、救急・救助体制の整備等関係機関が一体となった総合的な交通安全対策を積極的に推進すること。
- 二、現下の交通情勢を踏まえ、交通違反の取締りは、悪質・危険性の高い違反及び迷惑性の大きい違反に重点を置き、一層の推進を図ること。
特に、凶悪化、粗暴化、非行集団化を強めている暴走族に關しては、暴力団対策部門等との連携強化等を積極的に行うとともに、行政處分及び再犯防止措置の徹底を図ること。
- 三、軽微な違反を犯した者が講習の内容として選択できる社会参加活動は、運転者の資質の向上に資する活動に限定するとともに、学習効果が上がるよう十分指導すること。
- なお、受講に当たっては、受講者の意向を十分に尊重すること。
- 四、高齢者の交通事故死者が増加している現状にかんがみ、高齢者の特性、交通実態等を踏まえた交通安全教育を一層推進すること。特に、七十五歳以上の者に対する講習については、加齢に伴う心身の変化を自覚できるよう内容の充実を図ること。
- 五、交通安全に関する民間団体等に關しては、主体的な活動が効果的に推進されるよう助言・援助を行うとともに、政策目的達成の成果について隨時点検を行うこと。
- 六、速度違反、過積載、過労運転等による重大事故が多発している現状を踏まえ、使用者、荷主等の背後責任の追及を含め、再犯防止のための指導・取締りを一層強化するとともに、関係機関・団体等と連携した事故防止のためのキャンペーン等各種施策を積極的に推進すること。
- 七、交通情報の提供に關しては、交通の円滑化及び事故防止の觀点から、交通管制センターを中

心に内容の精度に配意した交通情報の収集・提供機能の拡充を図ること。

なお、交通情報を提供する事業者に対しては、地域住民の交通安全及び生活環境に十分配慮するよう指導すること。

八、チャイルドシートの義務化、運転中の携帯電話の使用規制等の諸課題について、交通安全確保の観点に立って、引き続き検討・協議し、緊急に結論を得るよう努めること。

九、本法の運用に当たっては、施行前に国民への周知徹底を図るとともに、本法に係る政令等の制定及びその運用に際しては、本委員会における論議を「分踏まえる」として、右決議する。

右
道路交通法の一部を改正する法律案
国会に提出する。

平成九年三月十二日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

右
道路交通法の一部を改正する法律案
道路交通法の一部を改正する法律
道路交(通)法(昭和三十五年法律第百五号)の一部を次のよう改正する。

目次中「第百二条」を「第百二条の二」に、「第一百七条の十一」を「第一百八条」に、「講習等(第百八条)を講習(第百八条の二)に、「第六章の二 交通事故調査分析センター(第百八条の十三)」、「第一百八条の二十五」を「第六章の四 交通事故調査分析センター(第百八条の十三)」、「第一百八条の二十九」、「第一百八条の三十一」に、「第一百八条の二十四」に改める。

第十四条の見出し中「幼児等」を「幼児、高齢者等」に改め、同条に次の一項を加える。

二十六第一百八条の三十一」に、「第一百八条の二十六第一百四条の九」を「第一百八条の三十三」、「第一百八条の五」に改める。

第十四条の見出し中「幼児等」を「幼児、高齢者等」に改め、同条に次の一項を加える。

5
高齢の歩行者でその通行に支障のあるものが道路を横断し、又は横断しようとしている場合において、当該歩行者から申出があつたときその他必要があると認められるときは、警察官等のその他その場所に居合わせた者は、誘導、合図その他の適切な措置をとることにより、当該歩行者が安全に道路を横断することができるよう努めなければならない。

第二十二条の次に次の一条を加える。

第六十四条中「第九十条第三項」を「第九十条第三項」に改める。
第六十六条の次に次の二条を加える。
(過労運転に係る車両の使用者に対する指示)
第六十六条の二 車両の運転者が前条の規定に違反して過労により正常な運転ができないおそれがある状態で車両を運転する行為(以下この条及び第七十五条の二第一項において「過労運転」という。)を当該車両の使用者(当該車両の運転者であるものとす。以下この条、

第七十一条の五の見出し中「初心運転者標識」を「初心運転者標識等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第八十四条第三項の大型自動車免許又は普通自動車免許を受けた者で七十五歳以上のものは、老齢に伴つて生ずる身体の機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときは、総理府令で定めるところにより普通自動車の前面及び後面に総理府令で定める様式の標識

令で定める事項を処理する」を「第二項の業務を行
う」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項
を削り、同条第四項中「又は第一項」を「若しくは」
第四項に改め、「なつたとき」の下に「又は安全運
転管理者が第二項の規定を遵守していないため
自動車の安全な運転が確保されていないと認める
とき」を加え、同項を同条第六項とし、同条中第
三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項
の次に次の二項を加える。

第二十二条の二 車両の運転者が前条の規定に違反する行為(以下この条及び第七十五条の二第一項において「最高速度違反行為」という。)を当該車両の使用者(当該車両の運転者であるものを除く。以下この条において同じ。)の業務に閲としてした場合において、当該最高速度違反行為に係る車両の使用者が当該車両につき最高速度

労運転車に係る車両の使用者が当該車両に「過ぎ労運転を防止するため必要な運行の管理を行つて」と認められないときは、当該車両の使用田の本拠の位置を管轄する公安委員会は、当該車両の使用者に対し、過労運転が行われることのないよう運転者に指導し又は助言することその他過労運転を防止するため必要な措置をとることを指示することができる。

第七十一条の五の付記中第百一十一條第一項第九号の三を「第一項については第百一十一條第一項第九号の三」に改める。

第七十四条中第二項を削り、第一項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 車両の使用者は、当該車両の運転者に、当該車両を運転するに当たつて車両の速度及び積載量

3 車の安全な運転に必要な業務（自動車の装置の整備に関する業務を除く。第七十五条の二の二第一項において同じ。）で総理府令で定めるものを行わなければならない。

前項の交通安全教育は、第一百八条の二十八第一項の交通安全教育指針に従つて行わなければならない。

つては、当該車両の使用者の位置を管轄する公安委員会は、当該車両の使用者に対し、最高速度違反行為となる運転が行われることのないよう運転者に指導し又は助言することその他最高速度違反行為を防止するため必要な措置をとることを指示することができる。

2 第二十二条の二第二項の規定は、前項の規定による指示について準用する。

この法律に基づく命令に規定する事項を遵守させるよう努めなければならない。

第七十四条第四項中「使用者」の下に「(次条第一項の規定により安全運転管理者を専任したものと除く。)」を加え、「教育」を「交通安全教育」に改める。

第七十四条の二の付記中「第二項」を「第四項」とし、「第四項」を「第六項」に、「第二項」を「第五項」に改める。
第七十五条第一項第一号中「第九十条第三項」を「第九十条第四項」に改める。

2 前項の規定による指示に係る車両の使用者が
道路運送法の規定による自動車運送事業者、貨

号の三とし、同条第一号の次に次の二号を加え
る。

二号)」及び「自動車の安全な運転に必要な業務(自動車の装置の整備に関する業務を除く)。第七

の規定による「を」次の表の上欄に掲げる「と」「放
置行為」を「その指示の区分」と同表の中欄に掲

物運送取扱事業法(平成元年法律第八十一号)の規定による第一種利用運送事業を經營する者人は軌道法の規定による軌道経営者(トロリー・バスを運行するものに限る。)である場合における当該指示は、公安委員会が当該事業を監督する行政部とあらかじめ協議して定めたところによつてしなければならない。

第五十一条の四中「この条及び第七十五条第一項において」を削る。

同条第五号中「とめ」を「止め」に改め、同条第五号の四中「第七十一条の五」を「第七十一条の五第一項若しくは第二項」に改める。
第七十一条の付記中「から第三号まで」を、第一二号の三及び第二号に改める。

自動車の使用者に対する指示	違反行為
第二十一条の二第一項の規定による指示	最高速度違反 行為

「著しく交通の危険を生じさせるおそれ」に、「が著しく交通の危険を生じさせ
る。また、運転行為」に、「が著しく交通の危険を生じさせ
る。」に改め、同項に次の表を加えよ。

自動車の使用者に対する指示	違反行為	当該自動車を使用することについてのおそれ
第二十二条の二第一項の規定による指示	最高速度違反 行為	著しく交通の危険を生じさせるおそれ

第六十八条の二 第一項の規定による指示	第五十八条の四の規定による指示	八第三項において準用する場合を含む。の規定による指示
過労運転	過積載をして自動車を運転する行為	放置行為 著しく交通の危険を生じさせ又は著しく交通の妨害となるおそれ

第七十五条の二第一項を削り、同条第三項中「第一項(前項において準用する場合を含む。)」を「前項」に改め、同項を同条第一項とする。

第七十五条の二の付記中「及び第一項」を削り、「第三項」を「第一項」に改める。

第七十五条の二の二第一項中「ついて」の下に「、自動車の安全な運転を確保するために必要な交通安全教育その他」を加え、同条第二項中「駐車」又は「積載」を「速度、駐車若しくは積載又は運転者の心身の状態」に改める。

第七十五条の八の次に次の一条を加える。
(重被牽引車を牽引する牽引自動車の通行

第七十五条の八の一 奉引するための構造及び装

置を有する大型自動車、普通自動車又は大型特

殊自動車(以下「牽引自動車」といふ)で重被牽引車を牽引するが、車両運行の限り設けられ

引直を要するものが、高規格道路の建設された自動車専用道路（次項に規定するものに限られる）

る。)又は高速自動車国道の本線車道を通行する

場合における当該牽引自動車の通行の区分については、第二十一条の四は、適用しない。

いでは、第二十一条の規定は適用しない。この場合においては、次項から第四項までの規定に

定めるところによる。

2 前項の牽引自動車は、車両通行帯の設けられた自動車専用道路(道路標識等により指定され

3 第一項の牽引自動車は、車両通行帯の設けられた高速自動車国道の本線車道においては、当該本線車道の左側端から数えて一番目の車両通行帯を通行しなければならない。

4 第二項の牽引自動車は、第二十三条若しくは第七十五条の四の規定による自動車の最低速度に達しない速度で進行している自動車を追い越すとき、第二十六条の二第三項の規定によりその通行している車両通行帯をそのまま通行するとき、第四十条第二項の規定により一時進路を譲るとき、又は道路の状況その他的事情によりやむを得ないときは、前二項の規定によらないことができる。この場合において、追越しをするときは、その通行している車両通行帯の直近の右側の車両通行帯を通行しなければならぬ。

は、「一及び第七十五条の七」を、第七十五条の七及び前条に改め、「同条第一項中「及び第七十五条の五」を、「第七十五条の五及び前条」に改める。

第八十五条第三項中「牽引するための構造及び装置を有する大型自動車、普通自動車又は大型特殊自動車(以下「牽引自動車」という。)によつて、「牽引」自動車によつて」に改める。

第八十八条第一項第五号中「同条第四項」を「同条第六項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同項第六号中「若しくは第二号」を「から第五号まで」に改める。

第九十条第一項ただし書を次のように改める。
ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、政令で定める基準に従い、免許（仮免許を除く。以下この条において同じ。）を与える、又は六月を超えない範囲内において免許を保留することができる。

自動車等の運転に関する法律若しくはこの法律による場合の規定によつては、

の法律に基いて命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分の審査の権限

二　自動車等の運転者を唆してこの法律の規定

に違反する行為で重大なものとして政令で定

めるもの(以下「」の号)において「重大違反」と

いう。)をさせ、又は自動車等の運転者が重大

違反をした場合において当該重大違反を助け
て行った人、「重大違反者等」といふ。

る行為(以下「重大違反喚し等」といふ)をした著

三 道路以外の場所において自動車等をその本
ガキ

来の用い方に従つて用いることにより人を死

傷させる行為(以下「道路外致死傷」という。)

をした者

第九十條第六項中「第三項」を「第四項」に改め、

同項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「自動車等の運転に関する法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反した」を第一項各号のいずれかに該当するに、「こえない」を「超えない」に改め、後段を削り、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による処分について準用する。この場合において、第一項中「前項ただし書」とあるのは「第四項」と、「同項第一号」とあるのは「前項第一号」と、第三項中「第一項ただし書」とあるのは「次項」と読み替えるものとする。

第九十条第二項中「前項ただし書」を「第一項ただし書」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項ただし書の規定は、同項第一号に該当する者が第一百一一条の二(第一百七条の四の二)において準用する場合を含む。第一百八条の二第一項及び第一百八条の三の二において同じ。の規定の適用を受ける者であるときは、その者が第一百一一条の二に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後でなければ、適用しない。

第九十二条の二第一項の表の備考一の2中「関し」を「関する」に改め、「処分」の下に「並びに重大違反し等及び道路外致死傷に係る法律の規定」を加え、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項を同条第

官報(号外)

三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 第百四条の四第三項の規定により与えられる免許に係る免許証の有効期間は、規定により取り消される免許に係る免許証の有効期間が満了することとされていた日が経過するまでの期間とする。

第九十六条第五項中「第九十条第三項」を「第九十条第四項」に改め、「若しくは第三号」を「から第五号まで」に改める。

第九十六条の三中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第九十七条第三項中「第一百八条」を「第一百八条の二十八第四項」に、「行なう」を行なうに改める。

第一百条の二第五項中「第九十一条の二第三項」を「第九十二条の二第四項」に改める。

第一百八条第三項中「第一百八条」を「第一百八条の二十八第四項」に、「行なう」を行なうに改める。

第一百条の二第五項中「第九十一条の二第三項」を「第九十二条の二第四項」に改める。

第一百条の二第三項中「第一百八条」を「第一百八条の二十八第四項」に、「行なう」を行なうに改める。

三条第一項第一号に改める。

第八章第五節中「百二条の次に次の二項を加え

（軽微違反行為をした者の受講義務）

第一条の二 免許を受けた者は、自動車等の運

転に関する法律若しくはこの法律に基づく命

令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違

反する行為（政令で定める軽微なものに限る）

以下「軽微違反行為」という。）を、当該行為が

政令で定める基準に該当することとなつた場合

において、第一百八条の二の二の規定による通知

を受けたときは、当該通知を受けた日の翌日か

ら起算した期間（講習を受けないことについて

政令で定めるやむを得ない理由がある者につ

ては、当該期間から当該事情の存する期間を除

いた期間）が通算して一月を超えることとなる

までの間に第一百八条の二第一項第十三号に掲げ

る講習を受けなければならない。

第一百三条第二項中「えない」を「超えない」に改

め、同項に次の二項を加える。

ただし、第二号に該当する者が前条の規定の適用を受ける者であるときは、当該処分は、そ

の者が同条に規定する講習を受けないで同条の

期間を経過した後でなければ、することができ

ない。

第一百三条第一項第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

三 重大違反等し等をしたとき。

四 道路外致死傷をしたとき。

五百三条第四項中「第一項各号のいずれかに該当する場合」の下に「（同項第一号に該当する者が

前条の規定の適用を受ける者であるときは、その者が同条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後に限る。）を加え、「こえない」を「超えない」に改め、同条第六項中「又は第二号」を「から第五号までのいずれか」に、「三年をこえない」を「五年を超えない」に改める。

五百四条の三の次に次の二項を加える。（申請による取消し）

五百四条の四 免許を受けた者は、その者の住所

地を管轄する公安委員会に免許の取消しを申請

することができる。この場合において、その者は、第八十九条及び第九十条の二第一項の規定

にかかるらず、併せて、当該免許が取り消され

た場合には他の種類の免許（取消しに係る免許の種類）とに政令で定める種類のものに限る）

を受けたい旨の申出をすることができる。

前項の規定による申請を受けた公安委員会

は、政令で定めるところにより、当該申請に係

る免許を取り消すものとする。

前項の規定により免許を取り消した公安委員

会は、第一項の申出をした者から第一百七条第一

項第一号の規定による当該免許に係る免許証の返納を受けたときは、その者に対し、当該申出に係る免許を与えることができる。

前項の規定により与えられた免許は、第一項

の規定により取り消された免許を受けた日に受けたものとみなす。

前各項に定めるものほか、第一項の規定によ

る免許の取消しについて必要な事項は、総理

府令で定める。

五百六条中「第九十条第三項」を加え、「第三項若しく

は五百四条の四第三項」を加え、「第三項若しくは五百三条第一項第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

は第四項を「第四項若しくは第六項」に、「第四項の規定」を「第四項若しくは第五条の四第二項の規定」に改め、「限る。」の下に「重大違反等し等をしたとき」を、「第三項若しくは第五号までのいずれか」に、「三年をこえない」を「五年を超えない」に改める。

五百六条の二第二項中「又は第二号」を「から第五号の下に「若しくは第十三号」を加える。

五百六条の二第二項中「又は第二号」を「から第

四号まで」に改める。

五百七条第一項中「又は第四項」を「若しくは第

四項又は第五条の四第二項」に改め、同条第三

項中「第九十条第三項」を「第九十条第四項」に

「すみやかに」を「速やかに」に改める。

五百七条の四の二 第百二条の二の規定は、国際

運転免許証等を所持する者が軽微違反行為を

し、当該行為が同条の政令で定める基準に該當

すこととなつた場合について準用する。

五百七条の五第一項中「二年」を「五年」に改め、同項に次の二項を加える。

ただし、第二号に該当する者が前条において

準用する第五条の二の規定の適用を受ける者

であるときは、当該処分は、その者が前条にお

いて準用する第五条の二に規定する講習を受

けないで同条の期間を経過した後でなければ、

することができない。

五百七条の五第八項中「第二項各号のいずれかに

に該当する場合」の下に「（同項第一号に該当する

者が同条の規定の適用を受ける者であるときは、

その者が同条に規定する講習を受けないで同条の

期間を経過した後で限る。）を加え、「あるとき」の下

には第五条の二の二号を加える。

において準用する前条の規定の適用を受ける者であるときは、その者が第百七条の四の二において準用する前条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後に限る。」を加え、「三年」を「五年」に改める。

者に対し、第一百八条の二第一項第十三号に掲げられた「講習を行ふ旨を書面で通知しなければならぬ」といふ。」

第一百八条の十四中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同条第四号中「交通事故に」を「前号に掲げるもののほか、交通事故に」に、「前号を「第三号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の二号を加える。

「百八条の二第一項第一号中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同項第二号中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、「処分を受けた者」の下に「及び第百二条の二の期間内に同条に規定する講習を受けなかつた者」を加え、同項に次の二号を加える。

十二 更新期間が満了する日における年齢が七

十五歳以上の者に対する講習

第一百二条の二の政令で定める基準に該当する

「ことなつたものに対する懲罰」

第百八条の一第三項中「第十一条」の下に「から

第三等まで」を加える。

(軽微違反行為をした者に対する講習の手続)

第一百八条の三の二 公安委員会は、免許を受けた

者又は国際運輸免許証等を所持する者が輕微違
反行為をし、当該行為が第一百二条の二の政令で
定める基準に該当することとなつたときは、總
理府令で定めるところにより、速やかに、その

一 道路を通行する者に対する交通安全教育
二 歩行者の誘導その他の道路を通行する者の通行の安全を確保するための活動
三 適正な交通の方法又は交通事故防止についての広報活動その他道路における交通の安全と円滑に資するための広報活動

四 道路における適正な車両の駐車又は道路の使用についての啓発活動その他道路における

五 前各号に掲げるもののほか、道路における
交通事故の安全と円滑に資するための店舗活動

2 交通の安全と円滑に資するための活動
　　公安委員会は、地方公共団体が行う交通安全

対策(公安委員会が行うものを除く。)の的確かつ円滑な実施が図られるよう、関係地方公共団

体の長に対し、当該関係地方公共団体の区域における交通事故の発生の状況に関する情報の是

供その他必要な措置を講ずるものとする。

(交通安全教育)
第百八条の二十七 公安委員会は、適正な交通の

方法及び交通事故防止について住民の理解を深めること、住民に対する交通安全教育を行うよ

められたが、住民は文盲であるため、交通安全教育を行ってはいない。

（交通安全教育指針及び交通の方法に関する教則の作成）

第一百八条の二十八 国家公安委員会は、道路を通

行する者に対する交通安全教育を行ふ者（公安部委員会を除く。）が効果的かつ適切な交通安全教

育を行うことができるようにして、及び公安委員会が行う前条の交通安全教育の基準とするた

め、次に掲げる事項を内容とする交通安全教育

に関する指針(以下「交通安全教育指針」という。)を作成し、これを公表するものとする。

卷之三

二、自動車等の安全な運転に必要な技能及び知識その他の一連の方法に関する技能及び知識を習得する機会を提供するための交通安全教育の内容及び方法

三、前二号に掲げるもののほか、道路を通行する者に対する交通安全教育を効果的かつ適切に行つたために必要な事項

交通安全教育指針は、道路を通行する者が、交通安全教育に係る学習の機会を通じて、適正な交通の方法及び交通事故防止に関する技能及び知識を自発的に習得する意欲を高めることとともに、その年齢若しくは通行の態様又は業務に関し通行する場合にあつてはその業務の態様に応じたこれらの技能及び知識を段階的かつ体系的に習得することができるよう配慮して作成されなければならない。

国家公安委員会は、第一項の規定により交通安全教育指針を作成しようとする場合には、關係行政機關の長と緊密な協力を図るよう努めなければならない。

国家公安委員会は、道路を通行する者が適正な交通の方法を容易に理解することができるようにするため、次に掲げる項を内容とする教則を作成し、これを公表するものとする。

一、法令で定める道路の交通の方法

二、道路における危険を防止し、その他交通安全と円滑を図り、又は道路の交通に起因する障害を防止するため、道路を通行する者が励行することが望ましい事項

官報(号外)

三 前二号に掲げるもののほか、自動車の構造その他の自動車等の運転に必要な知識（地域交通安全活動推進委員）

第一百八条の二十九 公安委員会は、地域における交通の状況について知識を有する者であつて次に掲げる要件を満たしているもののうちから、地域交通安全活動推進委員を委嘱することができる。

一 人格及び行動について、社会的信望を有すること。

二 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。

三 生活が安定していること。

四 健康で活動力を有すること。

二 地域交通安全活動推進委員は、次に掲げる活動を行う。

一 適正な交通の方法及び交通事故防止について住民の理解を深めるための住民に対する交通安全教育

二 道路における適正な車両の駐車及び道路の使用の方法について住民の理解を深めるための運動の推進

三 前二号に掲げるもののほか、地域における交通の安全と円滑に資するための活動で国家公安委員会規則で定めるもの

四 前項第一号の交通安全教育は、交通安全教育指針に従つて行わなければならない。

五 公安委員会は、地域交通安全活動推進委員が次のいずれかに該当するときは、これを解職することができる。

一 第一項各号のいずれかの要件を欠くに至つ

三 地域交通安全活動推進委員たるにふさわしくない非行のあつたとき。

6 前各項に定めるもののほか、地域交通安全活動推進委員に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

（地域交通安全活動推進委員協議会）

第一百八条の三十 地域交通安全活動推進委員は、公安部委員会が定める区域ごとに、地域交通安全活動推進委員協議会を組織するものとする。

2 地域交通安全活動推進委員協議会は、地域交通安全活動推進委員が前条第一項の活動を行ふ場合においてその活動の方針を定め、並びに地域交通安全活動推進委員相互の連絡及び調整を行ふこと。

3 地域交通安全活動推進委員協議会は、地域交通安全活動推進委員の活動に関する相談に応ずること。

4 道路における車両の駐車及び交通の規制並びに道路の使用に関する事項について照会及び相談に応ずること。

5 道路における車両の駐車及び交通の規制並びに道路の使用に関する事項について広報活動を行うこと（第一号に該当するものを除く）。

六 道路における適正な車両の駐車及び道路の使用についての啓発活動を行うこと（第一号に該当するものを除く）。

七 警察署長の委託を受けて第五十六条、第五十七条第三項及び第七十七条第一項の規定による許可に関し、道路又は交通の状況について調査すること。

八 警察署長の委託を受けて道路における工作物又は物件の設置の状況について調査すること（前号の許可に係るもの除外）。

九 運転適性指導（道路運送法第二条第二項に規定する自動車運送事業（貨物運送取扱事業法第一条第九項に規定する第二種利用運送事業を含む。）の用に供する自動車の運転者に対する）

第一百八条の三十一 公安委員会は、道路における交通の安全と円滑に寄与することを目的として設立された民法第二十四条の法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、

都道府県に一を限つて、都道府県交通安全活動推進センター（以下「都道府県センター」という。）として指定することができる。

2 都道府県センターは、当該都道府県の区域内において、次に掲げる事業を行うものとする。

一 適正な交通の方法、交通事故防止その他道路における交通の安全に関する事項について広報活動を行うこと。

二 適正な交通の方法、交通事故防止その他道路における交通の安全についての啓発活動を行うこと。

三 交通事故に関する相談に応ずること。

四 道路における車両の駐車及び交通の規制並びに道路の使用に関する事項について照会及び相談に応ずること。

5 道路における車両の駐車及び交通の規制並びに道路の使用に関する事項について広報活動を行うこと（第一号に該当するものを除く）。

六 道路における適正な車両の駐車及び道路の使用についての啓発活動を行うこと（第一号に該当するものを除く）。

七 警察署長の委託を受けて第五十六条、第五十七条第三項及び第七十七条第一項の規定による許可に関し、道路又は交通の状況について調査すること。

八 警察署長の委託を受けて道路における工作物又は物件の設置の状況について調査すること（前号の許可に係るもの除外）。

九 運転適性指導（道路運送法第二条第二項に規定する自動車運送事業（貨物運送取扱事業法第一条第九項に規定する第二種利用運送事業を含む。）の用に供する自動車の運転者に対する）

都道府県に一を限つて、都道府県センターの財産の状況又はその事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、都道府県センターに対し、その改善に必要な措置を探るべきことを命ずることができる。

3 公安委員会は、都道府県センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

4 公安委員会は、都道府県センターの役員若しくは職員又はこれららの職にあつた者は、第二項第三号又は第七号から第九号までに掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 都道府県センターの役員若しくは職員又はこれららの職にあつた者は、第二項第三号又は第七号から第九号までに掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 第二項第七号又は第八号に掲げる業務に従事する都道府県センターの役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用に関しては、法令により公務に従事する職員とみなす。

7 都道府県センターは、第二項各号に掲げる事業の遂行に當たつては、関係する機関及び団体の活動の円滑な遂行に配慮して、これらの活動との調和及び連携を図らなければならない。

8 第一項の指定の手続その他都道府県センターに關し必要な事項は、国家公安委員会規則で定めること。

分に限る。、同条第八項の改正規定(三年)を改める部分を除く。、第一百七条の七第一項の改正規定、第一百八条の二の改正規定、第一百八条の三の次に一条を加える改正規定、第一百八条の二十六の改正規定(同項第四号)の下に「第一百条の二」を加える部分に限る。、第一百一一条第六項の改正規定及び第一百十三条の二の改正規定並びに附則第三条の規定、この法律の公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日(免許等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の道路交通法(以下「旧法」という。)第九十条第一項ただし書の規定による免許の拒否の基準、同条第三項の規定による免許の取消しの基準又は旧法第一百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の取消しの基準に該当したことを理由としてこれらの処分を受けた者に対するその者が免許を受けることができない期間の指定については、なお従前の例による。

2 施行日前にした行為については、改正後の道路交通法(次項及び次条を除き、以下「新法」という。)第九十条第一項第一号及び第三号、同条第一項(同条第一項第一号及び第三号に係る部分に限る。)、新法第一百三条第二項第三号及び第四号、同条第四項(同条第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。)並びに新法第一百六条の二第一項(新法第一百三条第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

3 この法律の施行の際現に旧法第一百四条の八第一項の規定による指定を受けている都道府県道路交通使用適正化センターは、施行日に新法第一百八条の三の二の規定による指定を受けている都道府県道路交通安全活動推進センターに関する経過措置

第二条 附則第一条第一号に掲げる改正規定による改正後の道路交通法(次項において「新法」という。)第一百一条の四の規定は、更新期間が満了する日(道路交通法第一百一条の二第一項の規定による免許証の更新の申請をしようとする者においては、当該申請をする日とする。)が附則第一条第二号に定める日から二月を経過した日以後である免許証の更新を受けようとする者について適用する。

2 新法第一百一条の二(新法第一百七条の四の二において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、新法第一百八条の二第一項第十三号及び新法第一百八条の三の二の規定は、附則第一条第二号に定める日以後にした行為が新法第一百一条の二の政令で定める基準に該当した者について適用する。

(都道府県交通安全活動推進センターに関する経過措置)

第二条 施行日前に旧法第一百十四条の九第三項において準用する旧法第一百十四条の八第三項の規定によりされた命令は、施行日に新法第一百八条の三十二第三項において準用する新法第一百八条の三十一第三項の規定によりされた命令とみなす。(罰則等に関する経過措置)

第六条 この法律(附則第一条第一号に掲げる改正規定については、当該改正規定)の施行前にした行為及び附則第四条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧法第一百十四条の八第二項の規定

4 施行日前に旧法第一百七条の五第一項の規定又是同条第八項において準用する旧法第一百三条の三十一第二項の規定によりされた命令とみなす。

四項の規定による自動車等の運転の禁止の基準に該当したことを理由として自動車等の運転の禁止をする場合における当該禁止の期間については、なお従前の例による。

(講習に関する経過措置)

第三条 附則第一条第一号に掲げる改正規定による改正後の道路交通法(次項において「新法」という。)第一百一条の四の規定は、更新期間が満了する日(道路交通法第一百一条の二第一項の規定による免許証の更新の申請をしようとする者においては、当該申請をする日とする。)が附則第一条第二号に定める日から二月を経過した日以後である免許証の更新を受けようとする者について適用する。

(全国交通安全活動推進センターに関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に旧法第一百十四条の九第一項の規定による指定を受けている全国道路使用適正化センターは、施行日に新法第一百八条の三十一第一項の規定により全国交通安全活動推進センターとしての指定を受けたものとみなす。

第六条 この法律の施行に旧法第一百十四条の八第三項の規定によりされた命令は、施行日に新法第一百八条の三十二第三項において準用する新法第一百八条の三十一第三項の規定によりされた命令とみなす。

第七条 附則第一条第一号に掲げる改正規定の施行前にした行為に対する反則行為の取扱いについては、なお従前の例による。

3 都道府県道路使用適正化センターの役員又は職員であった者が旧法第一百十四条の八第二項第四号又は第五号の規定による調査の業務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

二 段 行 誤
二 四 二 選択制 正

官 報 (号 外)

明治三十五年三月三十日
郵便物記号

平成九年四月九日 参議院会議録第十七号

(第十四号の発送は都合により後日となる
ため第十七号を先に発送しました。)

発行所	千一〇五
大蔵省印刷局	虎ノ門二丁目二番四号 東京都港区
電話	03(3587)4294
定価	本号一部
配本体送	(一〇〇円別料)